

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例

令和2年9月1日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関して、法務大臣は、当分の間、一定の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当するものとして、上陸を拒否することとしています。

特段の事情としては、再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した外国人であって、日本国大使館・総領事館から交付を受けた再入国関連書類提出確認書又は出入国在留管理庁から交付を受けた受理書を所持する者及び出国先の国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後に再入国許可の有効期間が満了して再入国することができなかつた者並びに「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」に沿って上陸申請する外国人がこれに当たるほか、特に人道上配慮すべき事情があるときなどは、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国を許可することがあります（注1）。

個別の事情に応じて入国を許可することのある具体的な事例としては、以下のようなものがあります。

- 新規入国する外国人であって以下に該当する者（注2）
 - ・ 日本人・永住者の配偶者又は子
 - ・ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にあるもの
 - ・ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する外国人で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの
 - ・ 「医療」の在留資格を取得する外国人で、医療体制の充実・強化に資するもの

（注1）入国に当たっては、原則として、追加的な防疫措置が必要となりますので、御注意ください（詳細については[「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について」](#)を参照）。

（注2）入国目的等に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）